

（趣旨）

第1条 この規程は、学校教育法第104条第1項及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより、姫路大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）第30条に基づき、授与する学位について、必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学大学院の学位は、本規程に基づきこれを授与する。

2 博士前期課程の学位は、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

看護学研究科 修士（看護学）

3 博士後期課程の学位は、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

看護学研究科 博士（看護学）

（学位授与の要件）

第3条 博士前期課程の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院看護学研究科の博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士後期課程の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院看護学研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。

（修士及び博士論文審査の申請、審査）

第4条 修士論文審査の申請は、研究論文と研究論文要旨を修士論文審査申請書に添え、指定の期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文審査の申請は、研究論文と研究論文要旨及び研究成果の一部（投稿論文及び学会発表の要旨）を博士論文審査申請書に添え、指定の期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

3 研究科長は、提出された研究論文ごとに研究科委員会を開催し、修士及び博士論文審査会に付託する。

4 修士論文審査会は、該当学生の他分野を担当する特別研究指導教員の主査1名、他分野を担当する特別研究担当教員の副査2名により構成し、審査を行う。

5 博士論文審査会は、主査1名、副査2名により構成し、審査を行う。

（最終試験）

第5条 学位に関する最終試験は、研究論文の内容を研究論文に関する審査基準に照らし合わせて審査し、論文内容を中心とした口頭試問によって行う。修士及び博士論文審査会は、研究論文の審査及び最終試験（口頭試問）の結果を判定し、判定結果を研究科委員会に諮り、可否を決定する。

（学位の申請及び修了判定）

第6条 学位の申請は、学位申請書に研究論文を添え、指定の期日までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、修了判定会議を開催し、その結果を学長に報告する。

（学位の授与）

第7条 学長は前条の報告に基づき、博士前期課程の修了を認定し、修士（看護学）の学位を授与する。

2 学長は前条の報告に基づき、博士後期課程の修了を認定し、博士（看護学）の学位を授与する。

（学位の取消し）

第8条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長は学位を取消することができる。

（その他）

第9条 この規程に定めるものの他、学位授与に関し必要な事項は、本学大学院学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、令和7年7月1日から施行する。